

○ 長崎県営住宅条例

平成 9 年 3 月21日長崎県条例第31号

改正

平成11年12月16日条例第34号

平成12年12月22日条例第96号

平成14年 3 月27日条例第19号

平成16年 3 月23日条例第27号

平成16年10月15日条例第64号

平成17年 7 月19日条例第78号

平成18年 3 月31日条例第30号

平成18年12月26日条例第71号

平成19年10月12日条例第59号

平成19年12月25日条例第69号

平成20年12月24日条例第64号

平成23年 7 月22日条例第36号

平成24年 3 月23日条例第27号

平成24年12月28日条例第84号

平成26年 3 月31日条例第45号

平成27年 3 月24日条例第26号

平成28年 3 月22日条例第27号

令和 2 年 3 月27日条例第33号

令和 5 年12月26日条例第33号

長崎県営住宅条例

長崎県営住宅条例（昭和27年長崎県条例第21号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条の 2 ）

第 2 章 県営住宅の管理（第 4 条—第50条）

第 3 章 公営住宅法第45条第 1 項に基づく社会福祉事業等への活用（第51条—第57条）

第 4 章 公営住宅法第45条第 2 項に基づく公営住宅の活用（第58条—第62条）

第 5 章 駐車場の管理（第63条—第73条）

第 6 章 補則（第74条—第83条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく公営住宅及び共同施設、準公営住宅、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）に基づく改良住宅及び地区施設並びに県単独住宅の設置及び管理について、公営住宅法、住宅地区改良法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、この条例の定めるところによる。

（用語の意義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 公営住宅 県が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、公営住宅法の規定による国の補助に係るものをいう。
- （2） 準公営住宅 特定公共賃貸住宅（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年法律第52号）第18条の規定により建設された特定優良賃貸住宅をいう。）の用途を廃止した住宅で、低額所得者に賃貸するものをいう。
- （3） 改良住宅 住宅地区改良法第17条の規定により県が建設する住宅及びその附帯施設をいう。
- （4） 県単独住宅 県が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、公営住宅法の規定による国の補助に係らないものをいう。
- （5） 県営住宅 公営住宅、準公営住宅、改良住宅及び県単独住宅をいう。
- （6） 共同施設 公営住宅法第 2 条第 9 号に規定する共同施設をいう。
- （7） 地区施設 住宅地区改良法第 2 条第 7 項に規定する地区施設をいう。
- （8） 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第 1 条第 3 号に規定する収入をいう。
- （9） 県施行建替事業 県が施行する公営住宅法第 2 条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。
- （10） 県営住宅監理員 公営住宅法第33条（住宅地区改良法第29条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により知事が命ずる者をいう。

（設置）

第3条 県は、住宅に困窮する低額所得者及び不良住宅の除却等に伴い住宅に困窮する者を低廉な家賃で入居させるため、県営住宅を設置する。

2 県営住宅の名称、位置その他必要な事項は、知事が告示する。

(整備基準)

第3条の2 県営住宅及び共同施設は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備するものとする。

2 県営住宅及び共同施設は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。

3 県営住宅及び共同施設の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、県営住宅及び共同施設の整備に関する必要な基準は、規則で定める。

第2章 県営住宅の管理

(入居者の公募の方法)

第4条 知事は、公営住宅及び準公営住宅(以下「公営住宅等」という。)の入居者の公募を次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

(1) 新聞

(2) テレビジョン

(3) 県庁舎その他県の区域内の適当な場所における掲示

(4) 県又は市町の広報紙

2 前項の公募に当たっては、知事は、公営住宅等の建設場所、戸数、規模、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を告示する。

(公募の例外)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに掲げる事由に係る者については、前条第1項の公募を行わず、公営住宅等に入居させることができる。

(1) 災害による住宅の滅失

(2) 不良住宅の撤去

(3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了

- (4) 公営住宅建替事業による公営住宅の除却
- (5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却
- (6) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
- (7) 現に公営住宅等に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて知事が入居者を募集しようとしている公営住宅等に当該既存入居者が入居することが適切であること。
- (8) 公営住宅等の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

(入居者資格)

第6条 県営住宅(改良住宅を除く。この項及び次項において同じ。)に入居することができる者は、少なくとも次に掲げる条件(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第19条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第39条に規定する居住制限者にあつては第2号に掲げる条件。)を具備する者でなければならない。

- (1) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに定める金額を超えないこと。

ア 入居者が特に居住の安定を図る必要がある場合として次のいずれかに該当する場合 21
万4,000円

(ア) 入居者又は同居者に a から c までのいずれかに該当する者がある場合

- a 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- b 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
- c 前号エ、カ又はキに該当する者

(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

イ 県営住宅が、公営住宅法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は公営住宅法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 21万4,000円(当該災害発生の日から3年を経過した場合は15万8,000円)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 15万8,000円

(2) 地方税及び地方公共団体又は公共的団体が住民に賃貸する住宅の家賃を滞納していないこと。

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと(第1号に掲げる親族がある場合にあっては、当該親族を含む。)。

2 単身入居する者の県営住宅は、居住室(寝室、食事室兼台所又は居間をいう。)の数が3室以下の規模の住宅(以下「小規模住宅」という。)とする。ただし、これにより難い場合には、知事が別に定める規模の住宅とすることができる。

3 改良住宅の入居者は、次の各号のいずれかに掲げる者で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものでなければならない。

(1) 次に掲げる者で住宅地区改良事業(住宅地区改良法第2条第1項に規定するものをいう。)の施行に伴い住宅を失ったもの

ア 改良地区(住宅地区改良法第4条の規定により指定された土地の区域をいう。以下同じ。)の指定の日から引き続き改良地区内に居住していた者。ただし、改良地区の指定の日後に別世帯を構成するに至った者を除く。

イ アただし書に該当する者及び改良地区の指定の日後に改良地区内に居住するに至った者。ただし、住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号)第8条の定めるところにより知事が承認した者に限る。

ウ 改良地区の指定の日後にア又はイに該当する者と同じの世帯に属するに至った者

(2) 前号ア、イ又はウに該当する者で改良地区の指定の日後に改良地区内において災害により住宅を失ったもの

(3) 前2号に掲げる者と同じの世帯に属する者

(入居者資格の特例)

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第2号イに掲げる県営住宅のうち公営住宅の入居者は、同項各号(単身入居有資格者にあつては、同項第2号から第5号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で公営住宅等に入居しようとするものは、規則で定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

2 知事は、前項の規定により入居の申込みをした者を公営住宅等の入居者として決定したときは、当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し、その旨を通知するものとする。

3 知事は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該公営住宅の借上げの期間の終了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(子育てに適する県営住宅への期限付き入居)

第8条の2 知事は、県営住宅のうちその周辺地域における保育所、幼稚園、小学校及び中学校の立地状況その他の事情を勘案し、その一部を子育てに適するものとして指定することができる。

2 前項の規定により指定された県営住宅(以下「子育てに適する県営住宅」という。)に入居することができる者は、第6条第1項各号のいずれにも該当し、かつ、前条第1項の規定による入居の申込みをする際に現に小学校就学の始期に達するまでの者と同居し、その者を扶養する者でなければならない。

3 知事は、前条第2項の規定により子育てに適する県営住宅の入居者を決定するときは、併せて入居することができる期間(以下「有効期間」という。)を定めるものとする。

- 4 有効期間は、10年を超えない範囲内において規則で定めるものとする。
- 5 子育てに適する県営住宅の入居者は、有効期間の満了日までに当該子育てに適する県営住宅を明け渡さなければならない。この場合において、当該日後に明け渡した者に対し、知事は、当該日の翌日から明渡し日までの間につき、毎月、近傍同種の住宅の家賃（毎年度、公営住宅法施行令第3条に規定する方法により算出した額とする。以下同じ。）の額の2倍に相当する額以下で知事が定める額の金銭を徴収することができる。
- 6 知事は、現に入居している子育てに適する県営住宅を、有効期間の満了日までに明け渡すことができないやむを得ない事情として規則で定める事情があると認めるときは、当該子育てに適する県営住宅に入居している者の申請に基づき、規則で定めるところにより有効期間を延長することができる。
- 7 前項の規定により有効期間の延長を認められた者に係る第5項の規定の適用については、同項中「有効期間」とあるのは「延長された有効期間」と読み替えるものとする。

（入居者の選考）

第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅等の戸数を超える場合における入居者の選考は、次の各号のいずれかに掲げる者のうちから行う。

- （1） 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
 - （2） 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
 - （3） 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
 - （4） 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）
 - （5） 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
 - （6） 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者
- 2 知事は、前項各号に掲げる者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い者から入居者を決定する。
 - 3 前項の場合において、住宅困窮順位を定め難い者については、公開抽せんにより入居者を決定

する。

4 知事は、前2項の規定にかかわらず、第1項各号に掲げる者のうち、次に掲げるものについては、知事が割当てをした公営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

- (1) 第5条各号に掲げる事由に該当する者
- (2) 配偶者のない者で20歳未満の子を扶養しているもの
- (3) 引揚者
- (4) 炭鉱離職者
- (5) 老人
- (6) 心身障害者
- (7) 18歳未満の子を3人以上扶養している者
- (8) 知事が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに公営住宅に入居することを必要としているもの
- (9) その他特別の事情があると認められる者で規則で定めるもの

5 知事は、小規模住宅である公営住宅の入居者の選考に際しては、第1項各号に掲げる者のうち単身入居有資格者を入居させる公営住宅戸数の割当てをし、第2項及び第3項の規定を適用することができる。

(入居補欠者)

第10条 知事は、前条の規定により入居者を選考するときは、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて、必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 知事は、入居決定者が当該公営住宅等に入居しないとき又は入居対象とする公営住宅等に空きが生じたときは、前項の入居補欠者のうちから、入居順位に従い、入居者を決定しなければならない。この場合においては、第8条第2項の規定を準用する。

(改良住宅の入居の特例)

第11条 住宅地区改良法第18条の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合においては、当該改良住宅を公営住宅とみなして、第4条、第5条、第6条第1項及び第2項並びに第7条から前条までの規定を準用する。この場合において、第6条第1項第2号中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はイ」と、

「ア 入居者が特に居住の安定を図る必要がある場合として次のいずれかに該当する場合

合 21万4,000円

(ア) 入居者又は同居者に a から c までのいずれかに該当する者がある場合

a 障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

b 戦傷病者特別援護法第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

c 前号エ、カ又はキに該当する者

(イ) 入居者が 60 歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の者である場合

(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

イ 県営住宅が、公営住宅法第 8 条第 1 項若しくは第 3 項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 22 条第 1 項の規定による国の補助に係るもの又は公営住宅法第 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 21 万 4,000 円（当該災害発生の日から 3 年を経過した場合は 15 万 8,000 円）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 15 万 8,000 円

」

とあるのは

「 ア 入居者が特に居住の安定を図る必要がある場合として次のいずれかに該当する場合 13 万 9,000 円

(ア) 入居者又は同居者に a から c までのいずれかに該当する者がある場合

a 障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

b 戦傷病者特別援護法第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

c 前号エ、カ又はキに該当する者

(イ) 入居者が 60 歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の者である場合

(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

イ アに掲げる場合以外の場合 11 万 4,000 円

」

と読み替えるものとする。

- 2 改良住宅間又は公営住宅等と改良住宅との間の入居者の入れ替えについては、第5条第8号の規定を準用する。

（県単独住宅の入居者の公募の方法等）

第12条 県単独住宅の入居者の公募の方法、公募の例外、入居者資格の特例、入居の申込み及び決定、入居者の選考並びに入居補欠者については、第4条、第5条及び第7条から第10条までの規定を準用する。

（住宅入居の手続）

第13条 県営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

- （1） 独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、知事が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。

- （2） 入居時における家賃の3月分に相当する金額を敷金として納付すること。

- 2 県営住宅の入居決定者は、やむを得ない事情により前項各号に掲げる手続を同項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、知事が別に指示する期間内に当該手続をしなければならない。

- 3 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

- 4 知事は、県営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項各号に掲げる手続をしないときは、入居の決定を取り消すことができる。

- 5 第1項第1号の連帯保証人の極度額は、第18条第1項、第3項又は第4項の規定により決定した家賃の24月分とする。

（入居可能日の通知等）

第14条 知事は、県営住宅の入居決定者が前条第1項各号に掲げる手続をしたときは、当該入居決定者に対して、速やかに、入居可能日を通知しなければならない。

- 2 県営住宅の入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から10日以内に入居しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

（同居の承認）

第15条 県営住宅の入居者は、当該県営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させよう

とするときは、規則で定めるところにより、知事の承認を得なければならない。

2 知事は、次の各号に掲げる場合は、前項の承認をしてはならない。

(1) 同居させようとする入居の際に同居した親族以外の者が暴力団員であるとき。

(2) 前項の承認による同居の後における当該入居者に係る収入が、第6条第1項第2号に規定する区分に応じ、同号に規定する金額（第11条第1項の規定による改良住宅の入居者にあつては、同項の規定により読み替えた金額）を超える場合

（入居の承継）

第16条 県営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該県営住宅に居住しようとするときは、当該入居者と同居していた者は、承継の理由となるべき事実の発生した日から30日以内に、規則で定めるところにより、知事の承認を得なければならない。

2 知事は、前項の当該入居者と同居していた者（同居する者を含む。）が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

（収入の申告等）

第17条 県営住宅の入居者は、毎年度、知事に対し、収入を申告しなければならない。

2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第7条の規定による方法によるものとする。

3 知事は、第1項の規定による収入の申告又は公営住宅法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 第1項の入居者は、前項の規定による認定に対し、規則で定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、知事は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは当該認定を更正するものとする。

5 第1項の入居者は、次年度に申告すべき収入が第3項の規定による認定を受けた収入の額に比して著しく変動する事情が生じたときは、規則で定めるところにより、当該認定の更正を求めることができる。この場合において、知事は、収入の区分に変更があつたときは当該認定を更正するものとする。

（家賃の決定）

第18条 県営住宅（改良住宅を除く。以下この項において同じ。）の家賃は、毎年度、前条第3項

の規定により認定された収入（同条第4項及び第5項の規定により更正された場合は、その更正後の収入。第34条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、県営住宅の入居者からの収入の申告がない場合において、第41条の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該入居者が正当な理由なくその請求に応じないときは、当該入居者に係る県営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、知事が別に定めるものとする。

3 改良住宅の家賃は、公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の公営住宅法（以下「旧公営住宅法」という。）第12条第1項に規定する算出方法により算出した額を限度として、知事が別に定める。

4 知事は、県営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則第8条で定める者に該当する者に限る。）が第1項に規定する収入の申告をすること及び公営住宅法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者の県営住宅の毎月の家賃を、毎年度、公営住宅法施行令第2条で定めるところにより、公営住宅法第34条の規定による閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条に定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該県営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第19条から第21条まで 削除

（家賃の減免又は徴収猶予）

第22条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、知事が定めるところにより、家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- （1） 県営住宅の入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
- （2） 県営住宅の入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- （3） 県営住宅の入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- （4） その他特別の事情があると認めるとき。

（家賃の変更）

第23条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第18条第3項に規定する改良住宅の家賃を変更し、又は同項の規定にかかわらず別に定めることができる。

- (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 改良住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 改良住宅について改良を施したとき。

2 知事は、前項の場合において、変更し、又は別に定めようとする家賃が旧公営住宅法第12条第1項に規定する月割額（同法第13条第3項に規定する月割額と異なる場合においては、当該月割額）の限度を超えるとときは、公聴会を開いて利害関係人及び学識経験のある者の意見を聴かなければならない。

（家賃の納付）

第24条 知事は、県営住宅の入居者から第14条第1項の入居可能日から当該入居者が県営住宅を明け渡した日（第37条第1項若しくは第44条第1項の規定により明渡しの期限として指定した日の前日若しくは明け渡した日のいずれか早い日又は第50条第1項の規定により明渡しの請求があったときは明渡しの請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。

2 県営住宅の入居者は、毎月末日（月の途中で明け渡したときは、明け渡した日）までにその月分の家賃を納付しなければならない。

3 県営住宅の入居者が新たに県営住宅に入居した場合又は県営住宅を立ち退いた場合において、入居した月又は立ち退いた月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。

4 知事は、県営住宅の入居者が第49条に規定する手続を経ないで県営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、知事が認定する明渡しの日までの間、家賃を徴収する。

（督促及び延滞金の徴収）

第25条 知事は、県営住宅の入居者が家賃を前条第2項に規定する納期限までに納付しないときは、期限を指定して当該入居者に督促しなければならない。

2 知事は、入居者が前項の規定により指定された期限（以下「指定納期限」という。）までにその納付すべき家賃を納付しないときは、当該家賃に、その指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、別に定めるところにより、徴収することができる。

（敷金）

第26条 知事は、県営住宅の入居者から敷金として入居時における家賃の3月分に相当する金額を徴収することができる。

2 知事は、特別の事情があると認める者に対して、前項の敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 第1項の敷金は、入居者が県営住宅を明け渡したとき、これを還付する。ただし、未納の家賃、割増賃料、第38条第2項の金銭、延滞金又は入居者の負担すべき修繕に要する費用があるときは、敷金のうちからこれを控除する。

4 敷金には、利子をつけない。

5 知事は、敷金を国債、地方債若しくは社債の取得又は銀行その他確実な金融機関への預金等安全かつ確実な方法で運用しなければならない。

6 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設及び地区施設の整備に要する費用に充てる等県営住宅の入居者の共同の利便のために使用するものとする。

（費用の負担）

第27条 県営住宅、共同施設及び地区施設の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに県が管理する給水施設、排水施設（污水处理槽を含む。）、電気施設、ガス施設、消火施設、共同じんかい処理施設及び住宅団地内道路の修繕に要する費用は、県（県営住宅のうち、民間の土地所有者等が所有する住宅を県が借り上げて管理する場合にあっては、当該土地所有者等）の負担とする。ただし、畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用については、この限りでない。

2 県営住宅の入居者の責に帰すべき事由によって第1項本文の修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者は、知事の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

3 次に掲げる費用は、県営住宅の入居者の負担とする。

（1）電気、ガス、水道及び下水道の使用料

（2）汚物及びじんかいの処理に要する費用

（3）エレベーター、給水施設及び污水处理施設の使用又は運営に要する費用

（4）共同施設及び地区施設の使用に要する費用

（5）第1項本文に規定するもの以外の県営住宅、共同施設及び地区施設の修繕に要する費用

(入居者の保管義務等)

第28条 県営住宅の入居者は、県営住宅、共同施設又は地区施設（管理事務所を除く。）の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

- 2 県営住宅の入居者は、当該入居者の責に帰すべき事由によって県営住宅、共同施設又は地区施設を滅失し、又は毀損したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(迷惑行為等の禁止)

第29条 県営住宅の入居者は、当該県営住宅の周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(転貸又は権利譲渡の禁止)

第30条 県営住宅の入居者は、当該県営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(不使用の届出)

第31条 県営住宅の入居者は、当該県営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、規則の定めるところにより、知事にその旨を届け出なければならない。

(住宅の用途の制限)

第32条 県営住宅の入居者は、当該県営住宅の用途を変更してはならない。ただし、知事の承認を得たときは、他の用途に併用することができる。

(住宅の増築等の制限)

第33条 県営住宅の入居者は、当該県営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、知事の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 知事は、前項の承認を行うに当たり、県営住宅の入居者が当該県営住宅を明け渡すときは、当該入居者の費用で原状回復又は撤去を行うべきことを条件とするものとする。
- 3 県営住宅の入居者が、第1項ただし書の承認を得ずに当該県営住宅を模様替えし、又は増築したときは、当該入居者は、直ちに自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第34条 知事は、県営住宅に引き続き3年以上入居している者で第17条第3項の規定により認定した収入の額が第6条第1項の金額（第11条第1項の規定による改良住宅の入居者にあつては、同項の規定により読み替えた金額）を超えるものを、毎年度、収入超過者と認定し、第17条第3項に規定する通知と併せて、その旨を通知しなければならない。

2 知事は、県営住宅に引き続き5年以上入居している者で第17条第3項の規定により認定した収入の額が最近2年間引き続き公営住宅法施行令第9条に規定する金額を超えるものを高額所得者と認定し、同項に規定する通知と併せて、その旨を通知しなければならない。

3 前2項の規定により収入超過者又は高額所得者と認定された者は、前2項の規定による収入超過者又は高額所得者の認定に対し、知事の定めるところにより、意見を述べることができる。この場合において、知事は、意見の内容を審査し、必要と認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(明渡し努力義務)

第35条 前条第1項の規定により収入超過者と認定された者(以下「収入超過者」という。)は、当該県営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃等)

第36条 収入超過者は、第34条第1項の規定による認定に係る期間(当該収入超過者が当該認定に係る期間中に県営住宅の明渡しをした場合にあつては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、第18条第1項及び第4項の規定にかかわらず、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。

2 知事は、前項の家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、公営住宅法施行令第8条第2項(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する方法によらなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、改良住宅の収入超過者は、旧公営住宅法第13条第3項の月割額(第1項の家賃が当該月割額を超えている場合にあつては、当該家賃の額)に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た額以下で知事が定める割増賃料(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)を支払わなければならない。

(1) 改良住宅の収入超過者が第6条第1項第2号アに掲げる場合で当該収入超過者の収入が13万9,000円を超え15万8,000円以下であると認定されたとき又は収入超過者が同号ウに掲げる場合で当該収入超過者の収入が11万4,000円を超え15万8,000円以下であると認定されたとき
0.3

(2) 改良住宅の収入超過者の収入が15万8,000円を超え19万1,000円以下であると認定された場合
0.5

(3) 改良住宅の収入超過者の収入が19万1,000円を超えると認定された場合 0.8

4 第22条、第24条及び第25条の規定は、第1項の家賃及び第3項の割増賃料について準用する。

(高額所得者に対する明渡請求)

第37条 知事は、第34条第2項の規定により高額所得者と認定された者(以下「高額所得者」という。)に対し、期限を定めて、当該県営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該県営住宅を明け渡さなければならない。

4 知事は、第1項の規定による請求を受けた高額所得者又はその同居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該高額所得者からの申出により、同項の期限を延長することができる。

(1) 病気にかかっているとき。

(2) 災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 近い将来において、定年退職する等の事由により収入が著しく減少することが予想されるとき。

(4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第38条 高額所得者は、第34条第2項の規定による認定の効力が生じる日から前条第1項の期限が到来する日までの間(当該高額所得者が当該期間中に県営住宅の明渡しをした場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、第18条第1項及び第4項並びに第36条第1項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃を家賃として支払わなければならない。

2 知事は、高額所得者が前条第3項の規定にかかわらず、当該県営住宅を明け渡さないときは、第1項の期限が到来した日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で知事が定める額の金銭を徴収することができる。

3 第22条、第24条及び第25条の規定は、第1項の家賃及び第2項の金銭について準用する。

(収入超過者に対する他の住宅の入居のあっせん)

第39条 知事は、収入超過者に対して、当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認めるときは、他の適当な住宅への入居のあっせんを行うものとする。この場合において、当該

収入超過者が、公営住宅法第30条第2項に規定する公共賃貸住宅の入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

（期間通算）

第40条 知事が第7条第1項（第11条第1項又は第12条において準用する場合を含む。）の規定による申込みをした者を他の県営住宅に入居させた場合における第34条から前条までの規定の適用については、その者が県営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅法第44条第3項の規定による県営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき県営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の県営住宅に入居している期間に通算する。

2 知事が第45条の規定による申出をした者を県施行建替事業により新たに整備された公営住宅に入居させた場合における第34条から前条までの規定の適用については、その者が当該県施行建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された公営住宅に入居している期間に通算する。

（収入状況の報告の請求等）

第41条 知事は、第18条第1項若しくは第4項、第36条第1項若しくは第38条第1項の規定による家賃の決定、第22条（第36条第4項又は第38条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、割増賃料若しくは金銭の減免若しくは徴収猶予、第26条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収猶予、第37条第1項の規定による明渡しの請求、第39条の規定によるあっせん等又は第45条の規定による県営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、県営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を請求し、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

（改良住宅の適用除外）

第42条 第34条第2項、第37条、第38条及び第40条の規定は、改良住宅については適用しない。

第43条 削除

（県施行建替事業による明渡し請求等）

第44条 知事は、県施行建替事業の施行に伴い現に存する公営住宅を除去するため必要があると認めるときは、公営住宅法第38条第1項の規定により、当該公営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該公営住宅

を明け渡さなければならない。

- 3 第38条第2項の規定は、前項の規定にかかわらず当該公営住宅を明け渡さない入居者について準用する。この場合において、第38条第2項中「高額所得者」とあるのは「入居者」と、「前条第3項」とあるのは「第44条第2項」と、「県営住宅」とあるのは「公営住宅」と読み替えるものとする。

（新たに整備される公営住宅への入居申出）

第45条 県施行建替事業により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者は、公営住宅法第40条第1項の規定により、当該県施行建替事業により新たに整備される公営住宅への入居を希望するときは、知事の定めるところにより、入居の申出をしなければならない。

（県施行建替事業に係る家賃の特例）

第46条 知事は、前条の申出をした入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第18条第1項若しくは第4項、第36条第1項又は第38条第1項の規定にかかわらず、公営住宅法施行令第12条の規定により当該入居者の家賃を減額するものとする。

（県営住宅の用途廃止による他の県営住宅への入居の際の家賃の特例）

第47条 知事は、公営住宅法第44条第3項（住宅地区改良法第29条第1項において準用する場合を含む。）の規定による県営住宅の用途の廃止による県営住宅（公営住宅及び改良住宅に限る。以下この条において同じ。）の除却に伴い当該県営住宅の入居者を他の県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第18条第1項若しくは第4項、第36条第1項又は第38条第1項の規定にかかわらず、公営住宅法施行令第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

（準公営住宅、改良住宅及び県単独住宅の建替等）

第48条 知事は、県営住宅（公営住宅を除く。）の建替え、又は用途廃止をする場合には、当該県営住宅の入居者の協力が得られるよう、当該入居者に対し適切な配慮をしなければならない。

（住宅の検査）

第49条 県営住宅の入居者は、当該県営住宅を立ち退こうとするときは、5日前までに知事にその旨を届け出て、県営住宅監理員又は知事の指定する者の検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査を受けた入居者は、県営住宅監理員又は知事の指定する者より原状回復の指示があったときは、その指示に従い、当該入居者の費用で原状回復をしなければならない。
- 3 県営住宅の入居者は、第33条第1項の規定により当該県営住宅を模様替えし、又は増築したときは、第1項の検査の時までに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(住宅の明渡請求)

第50条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、県営住宅の入居者に対し、当該県営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。
 - (2) 入居者が家賃又は割増賃料を3月以上滞納したとき。
 - (3) 入居者が県営住宅、共同施設又は地区施設を故意に毀損したとき。
 - (4) 入居者が正当な事由によらないで15日以上県営住宅を使用しないとき。
 - (5) 入居者が第15条、第16条及び第28条から第33条までの規定に違反したとき。
 - (6) 入居者(同居する者を含む。)が暴力団員であることが判明したとき。
 - (7) 県営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- 2 前項の規定により県営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該県営住宅を明け渡さなければならない。
 - 3 知事は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から請求の日までの間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に利息が生じた最初の時点における法定利率の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で知事が定める額の金銭を徴収することができる。
 - 4 知事は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で知事が定める額の金銭を徴収することができる。
 - 5 知事が第1項第7号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

- 6 知事は、県営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該県営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をすることができる。

第3章 公営住宅法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用

（社会福祉法人等に対する公営住宅の使用許可）

第51条 知事は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条各号に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が公営住宅を使用して同令第1条各号に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認めるときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該社会福祉法人等に対し、当該公営住宅の使用を許可することができる。

- 2 知事は、前項の規定による許可に条件を付することができる。

（社会福祉法人等の使用手続）

第52条 社会福祉法人等は、前条第1項の規定による許可の申請をしようとするときは、規則で定めるところにより、公営住宅の使用目的、使用期間その他公営住宅の使用に係る事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、社会福祉法人等から前項の申請があった場合において、許可するときはその旨及び公営住宅の使用開始可能日を、許可しないときはその旨及び理由を当該社会福祉法人等に通知しなければならない。

- 3 社会福祉法人等は、前項の規定による許可を受けたときは、知事が定める日までに公営住宅の使用を開始しなければならない。

（社会福祉法人等に対する使用料）

第53条 公営住宅を使用している社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める額を使用料として支払わなければならない。

- 2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において公営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計額は、前項の知事が定める額を超えてはならない。

（準用）

第54条 社会福祉法人等による公営住宅の使用に当たっては、第13条第1項第2号、第24条から第33条まで、第44条、第49条及び第75条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第24条中「第14条第1項」とあるのは「第52条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第

37条第1項若しくは第44条第1項」とあるのは「第44条第1項」と、「第50条第1項」とあるのは「第57条」と、「明渡しの請求」とあるのは「使用許可の取消し」と読み替えるものとする。

（社会福祉法人等に対する報告の請求）

第55条 知事は、公営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該公営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該公営住宅の使用状況を報告させることができる。

（社会福祉法人等の申請内容の変更報告）

第56条 公営住宅を使用している社会福祉法人等は、第52条第2項の規定による許可があった後に、当該許可に係る申請の内容に変更が生じたときは、速やかに知事に報告しなければならない。

（社会福祉法人等に対する使用許可の取消し）

第57条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、社会福祉法人等に対する公営住宅の使用許可を取り消すことができる。

（1）社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。

（2）公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

第4章 公営住宅法第45条第2項に基づく公営住宅の活用

（特定優良賃貸住宅としての公営住宅の使用）

第58条 知事は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により公営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認めるときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅をこれらの者に使用させることができる。

（特定優良賃貸住宅制度に基づく管理）

第59条 知事は、公営住宅を前条の規定により使用させるときは、当該公営住宅を特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第25条から第31条までに規定する基準に従って管理しなければならない。

（入居者資格）

第60条 第58条の規定により、公営住宅を使用することができる者は、第6条の規定にかかわらず、特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又はロのいずれかに該当する者とする。

（家賃）

第61条 第58条の規定により使用に供される公営住宅の毎月の家賃は、第18条第1項若しくは第4項、第36条第1項又は第38条第1項の規定にかかわらず、当該公営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める。

2 前項の入居者の収入については、第17条の規定を準用する。この場合において、「第1項」とあるのは「第61条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第62条 第58条の規定による公営住宅の使用については、前3条に定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第22条、第24条から第33条まで、第41条、第44条から第47条まで、第49条、第50条及び第75条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第60条」と、第24条第1項中「第37条第1項若しくは第44条第1項」とあるのは「第44条第1項」と、第41条第1項中「第18条第1項若しくは第4項、第36条第1項若しくは第38条第1項の規定による家賃の決定、第22条(第36条第4項又は第38条第3項において準用する場合を含む。))の規定による家賃、割増賃料若しくは金銭の減免若しくは徴収猶予、第26条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収猶予、第37条第1項の規定による明渡し請求、第39条の規定によるあっせん等又は第45条の規定による県営住宅への入居の措置」とあるのは「第61条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

第5章 駐車場の管理

(駐車場の使用決定)

第63条 県営住宅(改良住宅を除く。)の共同施設として整備された駐車場又は改良住宅の駐車場(以下単に「駐車場」という。)を使用しようとする者は、知事より駐車場の使用者としての決定を受けなければならない。

(駐車場の使用者資格)

第64条 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 県営住宅の入居者又は同居者であること。
- (2) 県営住宅の入居者又は同居者が自ら使用するためその他規則で定める事由により駐車場を必要としていること。
- (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。
- (4) 第50条第1項第1号から第6号までのいずれの場合にも該当しないこと。

(駐車場の使用の申込み及び決定)

第65条 前条に規定する使用者資格のある者で駐車場を使用しようとするものは、規則で定めるところにより、当該駐車場の使用の申込みをしなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定したときは、当該使用者として決定した者（以下「駐車場使用決定者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

（駐車場の使用者の選考）

第66条 知事は、駐車場の使用の申込みをした者の数が使用させるべき駐車場の数を超えるときは、知事の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。

- 2 知事は、前項の場合において、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある者である場合において知事が駐車場の使用を必要であると認めるときは、これらの者を優先して決定することができる。

（駐車場の使用の手続）

第67条 駐車場使用決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

- （1） 独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、知事が適当と認める連帯保証人の連署する請書を提出すること。

- （2） 第71条に規定する保証金を納付すること。

- 2 駐車場使用決定者は、やむを得ない事情により前項各号に掲げる手続を同項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、知事が別に指示する期間内に当該手続をしなければならない。

- 3 知事は、駐車場使用決定者が第1項又は前項に規定する期間内に第1項各号に掲げる手続をしないときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。

- 4 第1項第1号の請書に連署する連帯保証人の極度額は、第69条第1項の規定により知事が定めた使用料の24月分とする。

（駐車場の使用開始日の通知等）

第68条 知事は、駐車場使用決定者が前条第1項各号に掲げる手続をしたときは、当該駐車場使用決定者に対して、速やかに、駐車場の使用開始日を通知しなければならない。

- 2 駐車場使用決定者は、前項の規定により通知された使用開始日から10日以内に駐車場の使用を

開始しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

（駐車場の使用料）

第69条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を基準として、知事が定める。

- 2 知事は、特別の事情があると認める者に対して、前項の使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

（駐車場の使用料の変更）

第70条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用料を変更することができる。

- （1）物価の変動に伴い使用料を変更する必要があると認めるとき。
- （2）駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。
- （3）駐車場について改良を施したとき。

（駐車場の保証金）

第71条 知事は、駐車場使用決定者から保証金として当該駐車場の使用開始時における駐車場の使用料3月分に相当する金額を徴収することができる。

- 2 知事は、特別の事情があると認める者に対し、前項の保証金の減免又は徴収の猶予をすることができる。
- 3 第26条第3項から第6項までの規定は、第1項の保証金について準用する。この場合において、「敷金」とあるのは「保証金」と、「入居者」とあるのは「駐車場の使用者」と、「県営住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と読み替えるものとする。

（駐車場の明渡請求）

第72条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用者に対し、当該駐車場の明渡しを請求することができる。

- （1）使用者が不正の行為により使用決定を受けたとき。
- （2）使用者が県営住宅の家賃、割増資料又は駐車場の使用料を3月以上滞納したとき。
- （3）使用者が正当な事由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
- （4）使用者が駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。
- （5）使用者が第64条に規定する使用者資格を失ったとき。
- （6）前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。

- 2 前項の明渡しについては、第50条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、「県営住宅」及び「住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「駐車場の使用者」と

と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第72条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第73条 駐車場の使用については、第63条から前条までに定めるもののほか、第24条、第25条、第30条、第31条、第32条本文、第33条第1項本文及び第49条第1項の規定を準用する。この場合において、「県営住宅」及び「住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「駐車場の使用者」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始日」と、「入居」とあるのは「使用」と読み替えるものとする。

第6章 補則

(県営住宅監理員及び県営住宅管理人)

第74条 知事は、その職員のうちから県営住宅監理員を命ずる。

- 2 県営住宅監理員は、県営住宅の管理に関する事務をつかさどり、県営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう県営住宅の入居者に必要な指導を与えるものとする。
- 3 知事は、県営住宅監理員の職務を補助させるために県営住宅管理人を置く。
- 4 県営住宅管理人は、県営住宅監理員の指揮を受けて、その管理に関する事務の一部を補助する。
- 5 県営住宅監理員及び県営住宅管理人に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(立入検査)

第75条 知事は、県営住宅の管理上必要があると認めるときは、県営住宅監理員若しくは特に指定した者に県営住宅の検査をさせ、又は入居者に対し適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用している県営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該県営住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指定管理者による管理)

第76条 県営住宅、共同施設又は地区施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第77条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 入居者の公募に関する業務
 - (2) 入居者への指導及び連絡に関する業務
 - (3) 県営住宅、共同施設又は地区施設の維持及び修繕に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
- (指定管理者の指定の手続)

第78条 第76条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。

- (1) 県営住宅、共同施設又は地区施設の管理に関する事業計画書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類
- (指定管理者の指定の基準)

第79条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者の指定をするものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県営住宅、共同施設又は地区施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
 - (2) 指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、事業計画書に沿った県営住宅、共同施設又は地区施設の管理を安定して行うことができるものであること。
 - (3) この条例の目的に照らして、設置者との連携が十分に図られるものであること。
 - (4) 県内に主たる事務所を有すること。
- (敷地の目的外使用)

第80条 知事は、県営住宅、共同施設又は地区施設の用に供されている土地の一部につき、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところにより、その使用を許可することができる。

(罰則)

第81条 知事は、県営住宅の入居者が詐欺その他の不正の行為により家賃、割増資料又は駐車場の使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(学識経験者等からの意見の聴取)

第82条 知事は、県営住宅の管理その他の必要な事項について、必要に応じて、学識経験者等の意見を聞くことができる。

(規則への委任)

第83条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第5章及び附則第8項の規定は、平成10年4月1日から施行する。

(長崎県営住宅条例の特例を定める条例の廃止)

- 2 長崎県営住宅条例の特例を定める条例(平成8年長崎県条例第39号)は、廃止する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 3 附属機関の設置に関する条例(昭和29年長崎県条例第13号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(経過措置)

- 4 施行日において現に県が住民に賃貸するため管理している住宅でその建設について国の補助を受けたもの及び県が住民に賃貸するため昭和26年度において国の補助を受けて建設して管理する住宅は、公営住宅法附則第2項の規定に基づき、公営住宅とみなして、この条例の規定を適用する。この場合においては、この条例の施行日前において、改正後の長崎県営住宅条例(以下「新条例」という。)に規定する事項について、長崎県営庶民住宅使用条例(昭和24年条例第23号)に基づいて決定したものは、新条例の規定に基づいて決定したものとみなす。
- 5 公営住宅法附則第5項の規定による貸付けを受けて建設される公営住宅に係る第2条第2号の規定の適用については、同号中「建設、買取り及び借上げ」とあるのは「建設」と、「賃貸し、又は転貸」とあるのは「賃貸」と、「補助」とあるのは「補助又は公営住宅法附則第5項の規定による無利子の貸付け」とする。
- 6 公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された公営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、新条例第4条第2項、第5条第8号、第6条第1項、第7条、第15条から第18条まで、第22条から第26条まで、第28条から第41条まで、第44条から第47条まで及び第50条の規定は適用せず、改正前の長崎県営住宅条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項、第4条第1項、第4条の2第6号、第7号及び第9号、第9条の2から第10条まで、第11条から第13条の2まで、第15条から第18条の7まで、第18条の9、第18条の10、第20条並びに第21条の規定は、なおその効力を有する。

- 7 前項の公営住宅については、平成10年3月31日までの間は、新条例第5条の規定は適用せず、旧条例第4条の2第8号中「他の公営住宅の入居者が世帯構成に異動があったことにより当該公営住宅に」とあるのは、「現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、知事が入居者を募集しようとしている公営住宅に当該既存入居者が」として、同条の規定の例による。
- 8 施行日において現に県が低額所得者に賃貸又は転貸をするため買い取り、借り上げ又は管理している住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設で国の補助に係るもののうち、当該住宅の入居者が旧条例第4条に定める条件を具備しなければならない住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設については、新条例の規定に基づいて供給された公営住宅又は共同施設とみなして新条例の規定を適用する。
- 9 新条例第18条第1項、第36条第1項又は第38条第1項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第6項の公営住宅又は共同施設については同項の規定にかかわらず平成10年3月31日以前においても、前項に規定する住宅又は施設については附則第1項ただし書の規定にかかわらず前項の規定の施行の日前においても、それぞれ新条例の例によりすることができる。
- 10 平成10年4月1日において現に附則第6項の公営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第18条又は第22条の規定による家賃の額が旧条例第10条、第11条又は第12条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第18条又は第22条の規定による家賃の額から旧条例第10条、第11条又は第12条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第10条、第11条又は第12条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第36条又は第38条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額が旧条例第10条、第11条又は第12条の規定による家賃の額に旧条例第18条の3の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては新条例第36条又は第38条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額から旧条例第10条、第11条又は第12条の規定による家賃の額及び旧条例第18条の3の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第10条、第11条又は第12条の規定による家賃の額及び旧条例第18条の3の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成10年度	0.25
平成11年度	0.5
平成12年度	0.75

11 平成10年4月1日前に旧条例の規定によってした請求、手続その他の行為は、新条例の相当規定によってしたものとみなす。

12 当分の間、過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他の公営住宅法施行令附則第7項で定める地域内の公営住宅に係る第6条第1項の規定の適用については、当該公営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同項第1号の条件を具備する者とみなす。

附 則（平成11年条例第34号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第96号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第78号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の長崎県営住宅条例第76条から第79条までの規定（指定管理者の指定の手続に関する部分に限る。）及び第83条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第71号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第59号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第69号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第64号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日（以下「施行日」という）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第36条第3項の規定は、施行日以後に改良住宅に入居するものから適用し、施行日の前日において現に改良住宅に入居しているものについては、平成26年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成23年7月22日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第27号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日条例第84号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項各号列記以外の部分の改正部分については、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成25年4月1日前に57歳以上である者の県営住宅の入居者資格については、この条例による改正後の長崎県営住宅条例第6条第1項第1号ア及び第2号ア(イ)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の第15条第2項第2号の規定は、施行日以後に県営住宅に入居するものから適用し、施行日の前日において現に県営住宅に入居しているものについては、平成26年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月31日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月24日条例第26号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 3 月22日条例第27号）

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月27日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎県営住宅条例第13条第 5 項及び第67条第 4 項の規定は、施行日以後に提出を受けた請書に係る連帯保証人について適用する。

附 則（令和 5 年12月 日条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。